

定 款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社サトー商会と称し英文では S a t o h & C o . , L t d . と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の業務を営むことを目的とする。

- (1) 製菓製パン材料、学校給食資材、ホテル、レストラン等の外食資材、小売店向けの惣菜等の販売
- (2) 製菓製パン等の食品加工機械および器具等の販売
- (3) 倉庫、運輸業
- (4) 損害保険代理業
- (5) 菓子店等のインテリア内装工事
- (6) 不動産賃貸業
- (7) ガソリンおよび石油製品等の販売
- (8) 一般貨物自動車運送業
- (9) 貨物利用運送事業
- (10) 前各号に付帯又は関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を宮城県仙台市に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、23,024千株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当会社の1単元の株式数は100株とする。

(単元未満株主の売渡請求)

第 8 条 当会社の単元未満株式を有する株主はその有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という。）を当会社に請求することができる。

(単元未満株主の権利制限)

第 9 条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株式につき株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し公告する。

3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、買増しその他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続等および手数料は、法令または定款に定めるもののほか取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第 12 条 当会社は毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録されている議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2 前項にかかわらず、必要ある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者をもって、その権利行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 13 条 定時株主総会は毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第 19 条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 20 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、12 名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。

(取締役の選任)

第 21 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 22 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後 1 年以内に終了する事業

年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(補欠の監査等委員である取締役の予選決議の有効期間)

第 23 条 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 24 条 当会社は、取締役会の決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2 代表取締役は、会社を代表し取締役会の決議に基づき会社の業務を執行する。

3 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長を 1 名選定し、また必要に応じ取締役会長 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 26 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 27 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 28 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 29 条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役の責任免除)

- 第 30 条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
- 2 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償の責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。

(取締役会の議事録)

- 第 31 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名する。

(取締役会規程)

- 第 32 条 取締役会に関しては、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

- 第 33 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

- 第 34 条 当会社は監査等委員会を置く。

(常勤の監査等委員)

- 第 35 条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

(招集権者)

- 第 36 条 監査等委員会は、各監査等委員が招集する。

(監査等委員会の招集通知)

- 第 37 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

- 第 38 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

- 第 39 条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、

議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名捺印または電子署名する。

(監査等委員会規程)

第 40 条 監査等委員会に関しては、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 41 条 当会社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 42 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 43 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 44 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 45 条 当会社は、会計監査人との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 7 章 計算

(事業年度)

第 46 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(期末配当金)

第 47 条 当会社は株主総会の決議によって毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第 48 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間

配当金」という。) をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第 49 条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社は支払の義務を免れるものとする。

2 未払の期末配当金および中間配当金には利息を付けない。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

- 1 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 67 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 変更前定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第 15 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
- 4 本附則第 2 項から第 4 項までの規定は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。